

行 財 政 改 革 推 進 特 別 委 員 会 の 報 告

3月定例会において、議会閉会中の1月15日と2月21日に行われた行財政改革推進特別委員会の審査並びに協議の結果が、委員長より報告された。

委員会報告の中から抜粋し掲載する。

市営住宅使用料

入居誓約書の様式は、現在統一しておらず、入居時期によっては以前の誓約書のまま契約が続いている。契約書を書き替えて統一したなどの意見もあったが、執行部から困難との返答があった。

また、過年度分については順番に滞納整理を行っていくとのことだが、新しい滞納の発生を防ぐことも重要であり、現年分の滞納についても連帯保証人への対応も含め、条例に沿って対応すべきとの意見に対し、訴訟や時効の中断等、過去の清算に多くの時間を費やす状況であるが、今後は徐々に現年分にも対応していくとの答弁があった。

保 育 料

滞納整理の進捗状況、滞納がある場合の子どもの受け入れ等について協議を行った。その中で、保育料の滞納がある場合でも子どもを受け入れていくのかとの意見に対し、滞納があるからといって受け入れないという処置には問題があり、本市では行っていない。また、滞納があっても保育園で子どもを受け入れたほうが良い場合もあるとの答弁があった。

住 宅 新 築 資 金

執行部より相談のあった相続にかかわる滞納事例については、事例ごとに判断し、行財政改革推進特別委員会の意見と合わせ、議会に上程する際も十分に説明し理解を求めていることとなった。

滞納整理の状況は、十九年一月末の徴収状況が前年同月対比で一

千万円強の増収であり、十八年度の不納欠損処理件数は六件であった。また、「滞納整理が進む中で、債務者側も弁護士に相談し、消滅時効の援用を行う事例が出てきた。今後は法的な手続きを進める際に和解すべきもの、不納欠損処分とするものなど、解決に向けて柔軟に取り組む必要がある」との意見が出された。

各 種 審 議 会 委 員 等 に 対 す る 税 等 の 取 納 状 況 の 調 査

各種審議会委員、受賞対象者に対する税等の調査の実態について説明を受け、協議を行った。協議の結果、市が直接委嘱する委員については、税等の滞納のない者に委嘱すること。また、市が功労等に対し、表彰するときには、収納状況を調査し滞納のない者を選ぶこととなった。

一方、民生委員・児童委員は地区からの推薦による任命方法であ

長 期 病 欠 職 員 の 現 状 と 対 応 策

る。また、農業委員は法令に遵守した選任方法であることから、調査は困難であるため、今後の検討課題とした。

奈良市であった事例、病気休暇における三年の期限、長期病気休暇の職員がいる課での仕事の配分等について説明を受けた後、協議を行った。

人員体制の見直し等も検討しているが、今後職員数を減らしていくという問題もあり、外部委託や指定管理者制度を活用していくことも視野に入れ、検討していくこととなった。